

課長	リーダー	担当者	係

送付先変更届（登録・変更・廃止）

錦江町長 殿

令和 年 月 日

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿

●届出人

フリガナ		本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 その他（ ）		
氏名		生年月日	大・昭・平・令	年	月 日
		電話番号	（ ）		
住所	〒				

下記のとおり、この届出書に記載した住所、氏名等の個人情報について、役場内関係課及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合で情報を共有することに同意し、郵送物等の送付先の変更を希望します。なお、送付先変更届に伴う不利益はすべて届出人の責任とします。

●送付先を変更する対象の方 *は、錦江町記入欄

フリガナ		*宛名番号			
氏名		生年月日	大・昭・平・令	年	月 日
		電話番号	（ ）		
住所	〒				
変更理由	<input type="checkbox"/> 本人が変更後の送付先に滞在しているため <input type="checkbox"/> 本人が書類の管理が困難なため (1)高齢・認知症等により判断が困難 (2)入院中 (3)施設入所中 (4)成年後見人制度		<input type="checkbox"/> 本人が死亡のため <input type="checkbox"/> その他 ()		
変更期間	<input type="checkbox"/> 期限なし <input type="checkbox"/> 期限あり（ 年 月 日 ~ 年 月 日）				

●変更後の送付先 ※届出人と同じ場合には「方書のみ」記入をお願いします。

フリガナ		本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 その他（ ）		
氏名		生年月日	大・昭・平・令	年	月 日
		電話番号	（ ）		
住所	〒				
（※ 様方）					

●郵便物等の送付先の登録を希望する項目にチェックを付けてください。

町税関係	国民健康保険(税以外)	後期高齢者医療		介護保険
<input type="checkbox"/> 全ての通知	<input type="checkbox"/> 全ての通知	<input type="checkbox"/> 全ての通知		<input type="checkbox"/> 全ての通知
<input type="checkbox"/> 住民税(個人・法人)	<input type="checkbox"/> 資格関係	<input type="checkbox"/> 資格関係	<input type="checkbox"/> 賦課関係	<input type="checkbox"/> 給付関係
<input type="checkbox"/> 国民健康保険税	<input type="checkbox"/> 給付関係	<input type="checkbox"/> 収納関係	<input type="checkbox"/> 給付関係	<input type="checkbox"/> 保険料関係
<input type="checkbox"/> 固定資産税	国民健康保険証番号	後期高齢者医療被保険者番号		介護保険被保険者番号
<input type="checkbox"/> 軽自動車税				

裏面の注意事項を必ずご確認ください。

No. _____

(裏面)

《 注 意 事 項 》

1. この申請書には、届出人の身元を確認できる書類及び送付先を確認できる書類の写しを添付してください。窓口で届出なさる際には、ご提示で結構です。
なお、成年後見人による届出時は、登記事項証明書の写しを添付してください。
2. 届を提出されても、年齢未到達等の理由により、届出時点でその業務に該当しなかった場合は、送付先が変更されない場合があります。その場合は、該当した時点で改めて届出をお願いします。
該当した時点で、自動的に送付先変更を行うものではありませんので、ご注意ください。
3. 届出の内容によっては、担当課から連絡させていただく場合があります。
4. 変更を希望された日から、実際に送付先の変更が完了するまでに数日かかることがあります。その場合、変更になる前の住所等に通知が送付されることがありますので、ご了承ください。
5. 届出内容を変更（追加）、解除する場合は速やかに届け出てください。
6. 変更後の送付先に郵便物が届かなくなった等の場合、職権により変更設定を解除する場合があります。
7. 固定資産税の書類の受取人が納税義務者本人でない場合、別途「現所有者・納税管理人申請書」の提出が必要になります。
8. この届出により、諸問題が発生した場合は、届出者の責任のもとで対処してください。
9. 郵便物等の送付先の登録を希望する項目にチェックがない場合は、届出時点で該当している業務の送付先を変更させていただきます。